新潟県三条市塩野渕
字宮ノ上　二四八番　一号
字ボッカイ　三九八番　二号から十四号まで及び二十八号から三十七号まで
二七〇番　十五号から二十一号まで
字長坂平　五七番一　二十二号から二十七号まで
字長坂　五八番　三十八号及び三十九号
六〇番　四十号及び四十一号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
葎谷(二)
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線、標柱二十二号と二十三号を平成二十四年国土交通省告示第千四百五十九号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十三号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県三条市葎谷
字松田　四二八番子　一号から三号まで及び四十九号から五十三号まで
四二四番子　三十六号から三十九号まで
四二四番三　四十号
四二四番一　四十一号
四二九番　四十二号から四十四号まで
四二八番二　四十五号及び四十六号
四二八番一　四十七号及び四十八号
四二七番　四号及び五号
四二六番一　六号及び七号
四二五番　八号から十三号まで
四二二番　十四号から十九号まで
四二三番　三十二号から三十五号まで
字浦ノ山　五〇〇番一　二十号から二十二号まで
四九九番一　二十三号から二十八号まで
四九九番三　二十九号から三十一号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
深沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県長岡市葎谷
字段ノ原　一七番一　一号から四号まで
字深沢　三九番一　五号及び六号
字深田　三八番一　七号及び八号
三八番乙　九号及び十号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県長岡市山葵谷
字栗林　六五八番一地先水路敷　一号
六七五番一　三号
六七一番三　四号及び五号
六五九番　六号
字砂押　八八〇番一　二号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
吉ヶ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県長岡市栃尾島田
字宮ノ下　三九一番地先道路敷　一号
三九二番地先道路敷　二号
字上ノ山　四四二番子　三号
四四二番一　四号及び五号
四五三番　六号
字沢入　五〇八番六　七号
五〇四番　八号
四七五番一　九号
四六一番二　十号
四六〇番丑　十一号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
六人ヶ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県長岡市上塩
字六人ヶ沢　三一七七番一　一号
三一六六番　五号
三一六四番　六号
三一六二番一　七号
三一七〇番　八号

字鳥屋ノ沢　三一八七番　二号
三一四〇番二　三号
三一三九番　四号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
沢口沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を昭和三十四年建設省告示第千八百八十七号で指定した沢口沢に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県長岡市平
字沢口　一一二〇番一　一号
一一一九番一　二号
七六九番三　六号
字奥沢口　一〇九六番一　三号
一〇九六番二　四号
字城林　一八五五番一　五号
十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堂沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路及び道路のうち、その接している区間の水路敷及び道路敷
新潟県南魚沼市野田
字堅木　一〇〇五番及び一〇〇六番　一〇〇七番甲
一〇〇八番　一〇〇九番一及び一〇〇九番二
一〇一〇番及び一〇一一番
字蟹沢　七九二番一及び七九二番二　七九三番
一〇一二番　一〇一三番甲及び一〇一三番乙
一〇一四番から一〇一七番まで　一〇二八番
十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平手川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第六百四十八号で指定した平手川に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県南魚沼市小栗山
字上ノ台　二七六六番一　一号及び二号
二八一七番一三　三号
二八一七番八　四号
二八〇七番一　五号
二八〇八番三　六号
新潟県南魚沼市余川
字平石　二四一九番六六　七号から九号まで
二四一九番二七　十号
二四一九番五九　十一号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱十二号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱十二号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県南魚沼市小栗山
二九一〇番四六　十二号
二九一〇番三八　十三号及び十四号
二九一〇番四九　十五号
二九一〇番五〇　十六号
二九一〇番一〇五　十七号から十九号まで
二九一〇番三　二十号及び二十一号
二九一〇番五　二十二号、二十三号及び二十七号
新潟県南魚沼市余川
字布附　二四二三番　二十四号及び二十五号
字麻苧平　二四二二番一　二十六号
十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
羽根川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成二十二年国土交通省告示第千百六十二号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と七号を明治三十六年内務省告示第七十一号で指定した新潟県中魚沼郡六箇村に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県十日町市伊達
甲二六五一番二　一号から三号まで
新潟県十日町市大黒沢
一九三八地先道路敷　四号
一九三八番　五号から七号まで